

徳島県告示第五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を次のとおり取り消した。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		名 称	株式会社エーシングアシスト
所在地		名 称	ヘルパーステーションおかがわ
指定居宅サービス事業を行う事業所		所在地	徳島市住吉一丁目四番三三号
サービスの種類	訪問介護	所在地	同 川内町平石夷野二四番地
取消年月日	令和七年一月二十二日	通所介護	同